

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	GLC GROUP株式会社 (旧社名 株式会社グッドライフカンパニー)
【英訳名】	GLC GROUP, INC. (旧英社名 GOOD LIFE COMPANY, INC.) (注) 2025年11月21日開催の株主総会の決議により、2026年1月1日付で 会社名及び英訳名を上記のとおり変更しております。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 隼人
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役管理部長 徳武 剛
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号 (注) 2026年1月1日より福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号から 上記に移転しております。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長高村隼人及び取締役管理部長徳武剛は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものと認識しております。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社4社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経営指標である売上高及び営業利益を軸に、不正リスクの観点や、M & Aによる組織構造の変化、見積り要素の複雑性等を総合的に勘案した結果、売上高が事業活動の成長を計る指標として最も重視されており、かつ目標達成に向けたプレッシャー等のリスクを反映しやすいことから、指標として「売上高（連結会社間取引消去後）」を採用しました。

また、全社的な内部統制の評価は良好と判断していることから、連結会計年度の売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、投資用マンション開発を主たる事業としており、用地仕入、建設及び販売活動が企業の事業目的に大きく関わることから、売上高、売上原価、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（のれん評価を含む固定資産減損プロセス）について、財務報告への影響を勘案し当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。